

小松島市地域商品券取扱店募集要領

(募集の目的)

第1条 小松島市（以下「市」という。）は、新型コロナウイルス感染症の影響により売り上げが減少している飲食店や生活関連サービス及びその仕入先や取引事業者等、広く地域における消費を喚起するため、地域商品券（以下「商品券」という。）を発行するにあたり、次のとおり、商品券の取扱店舗を募集します。

(商品券の発行概要)

第2条 商品券の発行概要は以下のとおりとします。

(1) 商品券名称	小松島市地域商品券
(2) 発行団体	小松島市
(3) 商品券の構成	500円券 6枚（共通券4枚、限定券2枚）
(4) 取扱店舗	小松島市内に店舗のある飲食・小売・サービス業者など
(5) 使用可能期間	令和4年7月1日（金）から令和4年11月30日（水）まで
(6) 対象者	小松島市内在住者※1

※1 令和4年4月1日時点で小松島市に在住している方

(商品券取扱い厳守事項)

第3条 商品券の取り扱いにおいては、以下の事項を厳守してください。

- (1) 物品の販売又はサービスの提供等の取引において使用可能です。
- (2) 商品券を受領した時は、再流出を防止するため**商品券裏面の「取扱店舗」欄に店舗名を記入(店舗印の押印も可)してください。**
- (3) 商品券を第三者に販売・譲渡や現金化することはできません。
- (4) 商品券の額面未満の使用の場合でも、釣銭は出ません。
- (5) 商品券の額面を超える不足分は現金等で受け取ってください。
- (6) 取扱店舗において、使用可能期間（令和4年11月30日まで）の過ぎた商品券は無効であり、換金できないため、受領しないでください。
- (7) 「他割引企画との併用不可」「ポイント加算対象外」「商品券対象除外商品」「商品券使用上限額」等を定める場合は、あらかじめ商品券の使用者が認識できるよう陳列棚・チラシ等にその旨明示ください。
- (8) 受領した商品券の紛失、滅失及び盗難、偽造その他不正に使用された商品券の受領、使用できない商品券の受領等について、市はその責を負いません。

(商品券の使用対象範囲)

第4条 以下の物品の販売又はサービスの提供については商品券を使用することはできません。

- (1) 国や地方公共団体等への支払い(税、電気、水道料金等の公共料金、公営ギャンブル等)
- (2) 有価証券、金券、商品券(ビール券、清酒券、おこめ券、図書券、店舗が独自発行する商品券等)、切手、印紙、プリペイドカード等の換金性の高いものの購入
- (3) 土地・家屋購入、家賃・地代・駐車料(一時預かりを除く)などの不動産に関わる支払い
- (4) 現金との換金、金融機関への預け入れ
- (5) 取扱店舗自らの事業上の取引(商品の仕入れ等)に使用すること
- (6) 医療保険や介護保険等の一部負担金(処方箋が必要な医薬品を含む)
- (7) 公序良俗に反するもの
- (8) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律(昭和23年法律第122号)第2条に規定する営業への支払い
- (9) たばこ事業法(昭和59年法律第68号)第2条第3号に規定する製造たばこの購入
- (10) 当せん金付証票法(昭和23年法律第144号)第2条に規定する当せん金付証票(宝くじ)及びスポーツ振興投票の実施等に関する法律(平成10年法律第63号)第2条に規定するスポーツ振興投票券の購入
- (11) やむを得ない理由により取扱店舗が取扱いを不可としたもの

(取扱店舗参加資格)

第5条 小松島市内に事業所、店舗等を有する事業者(次条に定める取扱店舗の責務等を厳守できる者に限る。)とし、小松島市内の店舗等に限り商品券(共通券)を使用することができるものとします。ただし、次の事業者を除きます。

- (1) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律第2条に該当する営業を行う者
- (2) 特定の宗教・政治団体と関わる場合や業務内容が公序良俗に反する営業を行う者
- (3) 前条に記載された取引、商品のみを取扱う事業者
- (4) 役員等が暴力団(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2号に規定する暴力団をいう。)、暴力団員(同条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。)又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者に該当する事業者
- (5) 第1号から前号に掲げる者のほか市が対象外とすることを適当と認めた者

2 前項に定める事業者のうち、次の各号のいずれかに該当する者は、商品券(共通券)に加え、商品券(限定券)も使用することができるものとします。

- (1) 小松島市に住所を置く個人が運営している事業所等
- (2) 小松島市内に本社・本店を持つ法人が運営している事業所等
- (3) 小松島商工会議所（以下「商工会議所」という。）の会員である個人又は法人が運営している小松島市内の事業所等（店舗面積が1,000㎡を超える店舗を除く。）

（取扱店舗の責務等）

第6条 取扱店舗として登録された事業者は、次に掲げる事項を厳守してください。

- (1) 商品券の使用者がその有効期間中に商品券を持参したときは、商品券額面分の商品の販売及びサービス等の提供を行ってください。
- (2) 取扱店であることが明確になるよう、商工会議所より配付される取扱店舗告知用ツール（ポスター及びステッカー）を、お客様が分かりやすい場所に掲示してください。
- (3) 商品券の使用者から支払いの際に提示された商品券は、受領前に問題がないか必ず確認をしてください。偽造防止の処理がない、色合いが明らかに異なる、商品券が破損し発行番号が不明であるなど、**偽造された商品券と判別できる場合、商品券の受け取りを拒否するとともに、その事実を速やかに警察へ通報してください。**同時にその旨を商工会議所及び市にも報告してください。偽造券は換金できないため、確認用として配付する「見本票」は、商品券を取り扱うすべての方に周知する等し、偽造券使用防止に万全を期してください。
- (4) 受領商品券は、他店での再使用を防止するため、速やかに裏面の所定欄に取扱店名を記入してください。**なお、取扱店名の記入がある場合は、受領を拒否してください。**
- (5) 他市町村で発券した類似の商品券については、受領を拒否してください。また間違えて受け取った場合は換金することはできません。
- (6) 換金を依頼する際に記入する**「換金申請書」には換金枚数を正確に記入してください。**また換金申請時に持込みした商品券は機械計数しますので、商品券の向きを揃えてご提出ください。
- (7) 商品券の換金については、速やかな換金申し出、持込期限を厳守（特に最終）してください。
- (8) 商品券の使用期間中（令和4年7月1日～令和4年11月30日）は取扱店舗として事業に参加し、真にやむを得ない事情がない限り途中辞退は認められません。
- (9) 取扱店の登録事項に変更があるときは、速やかに商工会議所に届けてください。
- (10) 商品券の使用に際して、商品券の使用者からの苦情や紛争が生じ、店舗側の責に帰すると認められる場合、自ら解決に努めてください。
- (11) 商品券の取扱に関して商工会議所及び市からの改善要請等があった場合には、それに従ってください。
- (12) 小松島市地域商品券事業の運営についてご協力ください。
- (13) 商工会議所から効果測定を目的として行われる実施アンケートにご協力ください。

(14) 新型コロナウイルス感染症拡大防止対策を徹底してください。

(取扱店舗の申請方法)

第7条 取扱店舗の登録申請は、次の方法によって行うこととします。

(1) 小松島市地域商品券取扱店募集要領（以下「募集要領」という。）に同意のうえ、小松島市地域商品券取扱店登録申請書（以下「登録申請書」という。）に必要事項を記入し、商工会議所に提出してください。登録申請書は「小松島市地域商品券」のホームページからダウンロードできるほか、商工会議所窓口でも配布します。

(2) 登録申請書の提出先は、以下のとおり。

〒773-0001 小松島市小松島町字新港 36

小松島商工会議所

TEL: 0885-32-3533 FAX: 0885-32-0008

E-mail: komacci@e-awa.tv

(3) 登録申請書の締切日は令和4年10月31日（月）とします。ただし、同年5月16日（月）を過ぎると、リーフレットには掲載されません。

(4) 登録申請のあった取扱店舗は、商工会議所の書類審査を経て、市が取扱店として承認し、登録されます。ただし、この募集要領にある取扱店の登録資格を満たさない事業者は除きます。

※申請書に不備がある又は登録資格を満たさない取扱店舗につきましては、商工会議所より連絡いたします。

(5) 取扱店登録に係る関係書類や備品等は準備ができ次第、交付します。

(6) 小松島市内に複数店舗がある場合、個別の店舗毎に申請書を提出してください。

(商品券の換金)

第8条 使用された商品券の換金については次の方法により行ってください。

(1) 取扱店舗は、商品券裏面の所定欄に取扱店名を記入（取扱店舗の押印でも可）した使用済み商品券に、小松島市地域商品券換金申請書（以下「換金申請書」という。）を添え、商工会議所まで提出してください。

(2) 商工会議所の窓口では**直接換金いたしません。商工会議所へ持参された「使用済み商品券」と「換金申請書」を商工会議所で確認後、市より登録申請書に記載された金融機関の口座へ振込をいたします。**

(3) 「換金申請書」の記入枚数と持込んだ商品券の枚数が異なる場合は、受領できませんので、「換金申請書」を修正して再度ご提出していただきます。

(4) 換金申請期間は、令和4年7月5日（火）から令和4年12月15日（木）まで

※換金申請の受付は平日のみ、商工会議所の窓口営業時間内となります。

※上記期間を経過した換金には一切応じられませんので、ご注意ください。

※お手元の使用済み商品券は、換金忘れのないよう、早めの換金申請をお願いします。

(5) 換金の流れは、以下のとおりです。

- ① 商工会議所による使用済み商品券受付
- ② 商工会議所にて使用済み商品券の確認
- ③ 商工会議所から市へ申請
- ④ 市から登録申請書記載の口座へ振込

15日締 当月末支払

月末締 翌月15日支払

※支払予定日が土曜日、日曜日、祝日の場合は、前営業日

(6) 換金についての注意点は、以下のとおりです。

- ① 入金に関しては口座振込となります。振込手数料について取扱店舗の負担はありません。
- ② 取扱店舗参加申込時の店舗名と商品券裏面の店舗名が異なると換金ができない場合があります。ご注意ください。

(取消)

第9条 募集要領に違反する行為が認められた場合、換金の拒否や取扱店の承認を取り消す場合があります。また、違反により損害金が発生した際は請求する場合があります。

(その他留意事項)

第10条 その他の留意事項は以下のとおりです。

- (1) 募集要領に記載されていない事項は、市又は商工会議所までお問い合わせください。
- (2) 取扱店舗情報（業種、店舗名称等）は、商品券の使えるお店として、リーフレットや「小松島市地域商品券」ホームページなどにより広報します。